

やまのべ

Yamanobe Public Relations

山辺町
町制施行70周年
The 70th anniversary

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～



1
2024

No. 802



▲ 11月28日、山辺北部公民館で粘土を使って作る『辰の干支づくり』講座が開催されました。参加したみなさんは、普段触ることのない粘土の使い方に苦戦しながらも、活気づよく力溢れるような年にと思いを込めて楽しく辰を作りました。

表紙・裏表紙をカラーでご覧いただけます

■山辺町ホームページ

<https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>



令和

6年

年頭のご あいさつ



山辺町議会議長
神保稔



山辺町長
安達 春彦

町 民のみなさま、輝かしい
初春をお健やかにお迎え
のことと、心からお慶びを申し
上げます。

年頭にあたり、山辺町議会を
代表いたしまして謹んで新春の
ごあいさつを申し上げます。常日
頃より町議会に対し多大なるご
指導ご教示を賜っておりますこ
とに衷心より感謝申し上げます。

町議会は昨年9月より2人の
新人議員を含めた12人の新体制
で「開かれた議会」「信頼され
る議会」を目指し、職責の重さ
を認識し、町民みなさまの負託
にこたえるべく、議員一同誠心
に誠意努めております。

また、昨年の町議会議員選挙
が32年ぶり無投票となつたこと
を真摯に受け止め、諸課題およ
び問題に立ち向かい、昨今の地
域社会の日々の進展と変革を見
定めて議会の活性化に取り組ん
でおります。

昨年を振り返りますと、新型
コロナウイルス感染症が5類に
移行し行動制限が緩和され、さ
まざまなイベンなどが開催さ
れるようになり、人々の活動や
往来も活発になつてきました。
議会には、町民のみなさまと一
緒に取り組む活動として「議会
報告会」や「出前議会」を開催
しており、みなさまの代弁だけ
でなく、みなさまの声をしっかりと
町政に反映するための対話を
重ねることも「町づくり」の一
環と考えております。

一方、新型コロナウイルス感
染症の影響による厳しい財政状
況、世界情勢の混乱による物価
高騰、急速に進む少子高齢化、
近年多発している地震や集中豪
雨などの自然災害への迅速な対
応、空き家対策や有害鳥獣によ
る農作物への被害など喫緊の課
題が山積しております。これま
で以上に、町当局と連携しス
ピード感をもつて諸問題に対処
し、町民の福祉の向上と町の持
続的な発展のため、今後も諸施
策を多面的にチエックするとともに
発展的な議論を尽くし、町

長らく続きました新型コロナ
ウイルス感染症による混乱も、
昨年5月からは感染症対策が2
類から5類へ変更になるなど、
少しずつではありますが元の生
活に戻りつつあります。町内に
おきましても各種行事やイベン
ト、地域のお祭りが復活するな
ど、人ととのふれあいや賑わ
い、町民の笑顔や笑い声などを
これまで以上に感じられるよう
になりました。

令和4年11月に山辺町長へ就
任してから一年が経過いたしま
した。昨年は、町内の小・中学
校の給食費無償化や高校生まで
の医療費無償化の実現など、子

の開信アンバサダー」を委嘱
いたとともに、ふるさと納税で
各分野でご活躍されている方々に
「山辺町美力（みりょく）」発信
するなど、情報発信の強化を行
ったとともに、ふるさと納税で
は、町内事業者のみなさんとの
連携を密にし、「オール山辺」で
魅力ある返礼品開発に取り組ん
だ結果、寄付件数、寄付金額と
も大きく増やすことができ、新
たな山辺町ファンの創出と地場
産業の活性化、自主財源の確保
につなげることができた一年と
なりました。

さて、令和6年は山辺町合併
の70周年を迎えるとともに、茨
城県日立市との友好都市締結も
20周年となる節目の年となりま
す。町ではこれまで「第5次山
辺町総合計画」に基づき、「み
んながつながる協働のまちやま
のべ」未来につなぐ自慢のまち
「」を基本理念として「つなが
り」を大切にし、自慢できるま
ちを目指してまいりました。

会や生活の多様化に対応しなが
ら10年後30年後の将来を見据え
「山辺町の未来」のために「持
続可能なまちづくり」の推進が
重要であると考えております。
その山辺の魅力をさらに引き出
しながら、機会を捉えさまざま
な方法で積極的・効果的に山辺
の魅力を発信し、町内外のみ
なさんから「選ばれる」町づくり
を目指してまいります。
誰一人取り残さない、若者か
らお年寄りまで住んで良かった、
住み続けたいと思える環境づく
りと併せて、町民のみなさまの
幸福度を上げるために進して
まいりますので、なお一層のご
理解とご協力をお願い申し上げ
ます。
結びにあたり、輝かしい新年
が町民のみなさまにとって、夢
と希望に満ちた素晴らしい一年
となりますよう祈念申し上げ、
年頭のごあいさつといたします。
会員のみなさまにとつて、夢
と希望に満ちた素晴らしい一年
となりますよう祈念申し上げ、
年頭のごあいさつといたします。
結びに、町民のみなさまの
健康とご多幸を心より祈念申し
上げまして、年頭のごあいさつ
といたします。

謹賀新年	
紙上より年賀のごあい さつを申し上げます。	
町議会副議長 渡辺 裕二	
町議会議員 橋口 和男	
佐藤 利和	
鈴木 誠也	
三浦 正好	
竹俣 明	
遠藤真由美	
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	
村山 幸一	
日野 一春	

※原則、申告用紙の事前送付はしませんが、郵送などで申告を希望される方は、8ページをご覧ください。

※広報やまのべ（1月15日号）と一緒に配布している『町県民税の手引き』もあわせてご確認ください。

◇前年度に役場で町県民税申告または確定申告された方には、案内ハガキをお送りします。ハガキを送付した方でも、申告の必要がない場合もあります。必要な場合に申告してください。

◇税務署での申告が必要と思われる方（税務署から通知のある方を含む）や、収入が少額の公的年金だけと見込まれる方、令和5年中に転入された方などにはハガキが送付されません。前ページのフローチャートなどでご確認いただき、申告が必要と思われる方は、申告してください。

**申告は
3月15日(金)まで**

次の方は税務署（会場は山形テルサ）での申告をお願いします

青色申告の方、土地や上場株式などの譲渡所得がある方、その他の所得で税務署から通知がある方、令和4年分以前の過去の年分の所得税申告（還付含む）を行う方、死亡した人の申告を行う方、確定申告書の控えに受付印が必要な方は、税務署で申告してください。

また、損失や譲渡などの複雑な申告や時間を要する申告をされる方、住宅ローンなどの控除の適用初年度の方、暗号資産などに係る申告を行う方につきましても税務署での申告をお願いします。

※確定申告で不明な点がある場合は、税務署に問い合わせください。

申告の際の持ち物については6ページ、地区ごとの申告相談受付日程は8ページに掲載しています。

問合せ	無料税務相談会
日時 / 1月27日(土)	午前9時～午後4時
場所 / 山形テルサ 1階大會議室	
内容 / 給与所得者・小規模事業者などの税金相談（無料）	
その他 / 完全予約制です。予約専用ダイヤル（ 050-2018-1150 ）からご予約ください。	
※予約受付期間は、1月24日(水)(平日午前9時30分～午後4時30分)までです。	
東北税理士会山形支部 （632）4244	

問合せ	確定申告などの会場は山形テルサ
申告書作成会場を山形駅西口「山形テルサ」に開設します。（税務署には設置しません）	
会場ではご自身のスマートフォンを使用して申告書を作成していただけます。スマートフォンおよび、マイナンバーカード（発行時に設定した暗証番号が必要です）の持参をお願いします。（申告にはマイナンバーの記載が必要です。配偶者および扶養親族の記入漏れにご注意ください）	
会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要となります。	
※会場の駐車台数には限りがあります（駐車料金は有料です）ので、公共交通機関などのご利用にご協力ください。	
開設時間 / 午前9時～午後4時	
※入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。	
○所得税および復興特別所得税・贈与税…3月15日(金)まで	
○個人事業者の消費税および地方消費税…4月1日(月)まで	
問合せ / しくは、国税庁ホームページをご覧ください	
申告期限・納付期限 / 山形税務署 （622）1611	
開設期間 / 2月16日(金)～3月15日(金)（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月25日(日)は開設します）	

令和6年度 申告相談のご案内

問合せ 税務課 町民税係 ☎ (667) 1105

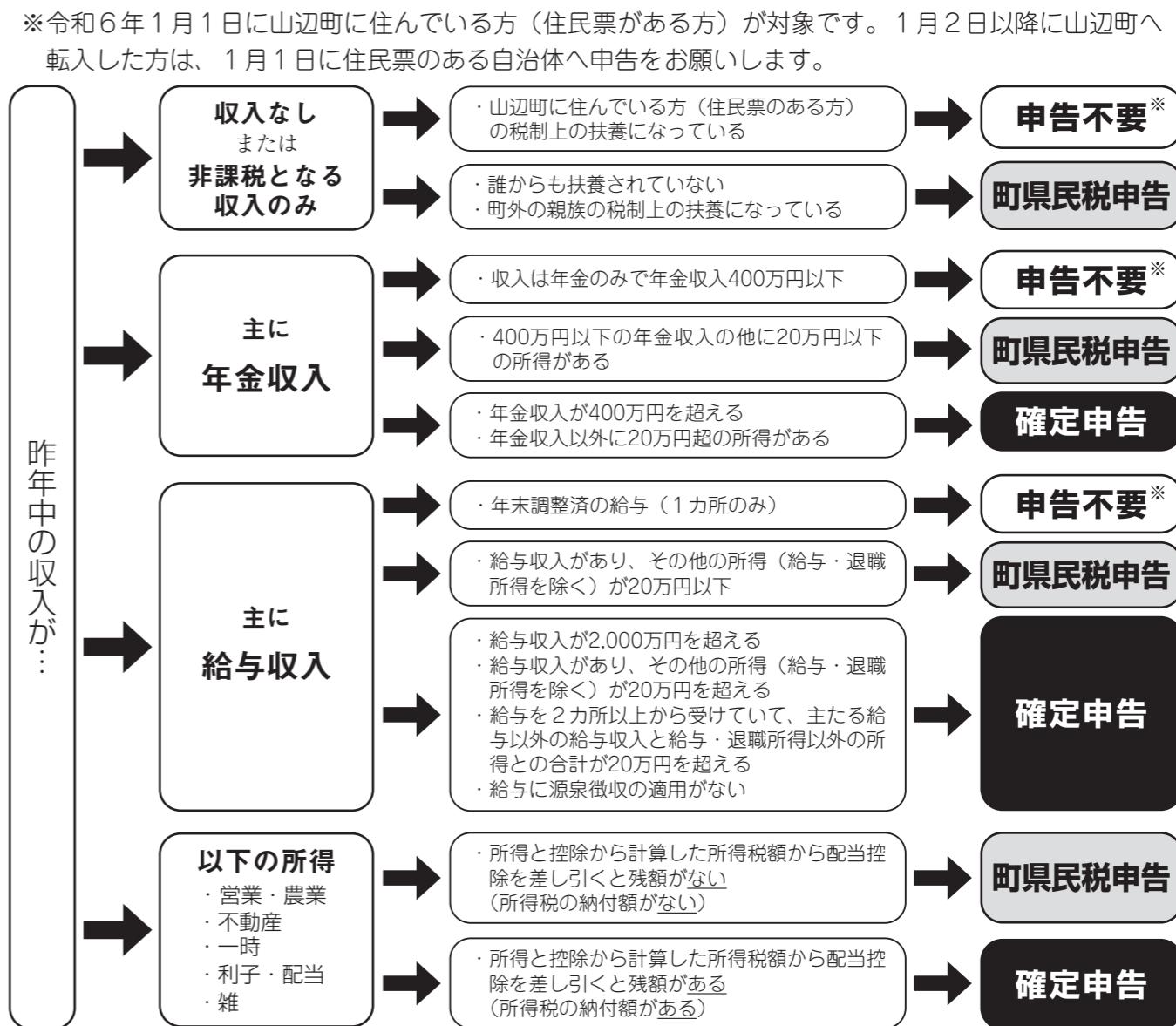
2月1日(木)より、確定申告書の作成補助および町県民税申告書の受け付けを行う申告相談会場を設置します。

所得の情報は住民税や国民健康保険税の算定、所得証明書といった住民サービスの重要な資料のひとつです。町が所得を把握できない場合、各種行政サービスを受ける際に不利益が生じることがありますので、対象となる方は忘れずにお申告してください。



町県民税申告とは？

税・料の賦課や住民サービスに関する判定に必要な所得情報を把握するため、給与・年金以外の収入があつて確定申告はしない方が町に対して申告するものです。



一般的な事例のため、当てはまらない場合や記載のない事例もあります。不明な場合はお問い合わせください。

※表で申告不要に該当しても、申告によって所得税の還付を受けることができたり、控除によって住民税の計算が有利になる場合があります。申告をする際には、特定口座上場株式のような申告不要を選択できる所得を除き、すべての所得を合わせて申告する必要があることにご注意ください。

○『収支内訳書』の作成方法 ~事業(営業)・農業・不動産収入のある方へ~

1月1日から12月31までの1年間の収入や必要経費の金額を計算し、「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を算出します。

1. 取引の記録を保存する

出荷伝票や納品書の控えなどの収入に関する書類と、請求書や領収書などの支払金額(必要経費)に関する書類を保存します。

2. ノートなどに集計する

保存された書類から、ノートなどに記載して、項目別に分別して集計します。(できれば月別に)

3. 1年間の合計をまとめる

項目別に1年間の合計をまとめます。

～申告のために～

請求書や領収書などは、整理しやすいように場所を決めて保管しておくと便利です。

また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録(記帳)しておくと役に立ちます。

4. チェックや決算修正を行う

集計忘れないか、経費にならないものが入っていないか、誤りがないなどをチェックします。

5. 収支内訳書を作成する

チェックおよび決算修正を終えた項目別の合計金額を収支内訳書に記載して、所得金額を計算します。

○『医療費控除の明細書』の作成方法 ~医療費控除を受けられる方へ~

① 医療費通知に関する事項

医療保険者から交付を受けた医療費通知(『医療費のお知らせ』など)の中に次の①~⑥の項目のすべてが記載されている場合に限り、その通知書を明細書に添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。

①被保険者(またはその被扶養者)の氏名、②療養を受けた年月、
③療養を受けた者、④療養を受けた病院などの名称、⑤被保
険者などが支払った医療費の額、⑥保険者などの名称

*自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費通知に限ります。

医療費通知に記載されていない期間などがある場合は、以下の通り「②医療費(上記①以外)の明細」に記入します。

例) 医療費通知の記載が前年10月分までの場合は、1~10月分は①に記入、11~12月分は②に記入します。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
192,740 円	179,500 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。
(通知が複数ある場合は、その合計額を記入)

(1)の医療費のうち、
その年中に実際に支
払った医療費の合計
額を記入します。

(2)の医療費につい
て、保険金などを受
け取った場合は、そ
の金額を記入します。

② 医療費(上記①以外)の明細

「①医療費通知に関する事項」に含まれないものについて、領収書を集計し、必要事項を記入します。

*領収書1枚ごとではなく、「医療を受けた人」「病院や薬局など」ごとにまとめて記入します。

医療を受けた人ご
とに記入します。

支払った医療費は、病院や
薬局などの支払った先ごと
に集計して記入します。

医療費の内容として
該当するもの全てを
チェックします。

記入例

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
山辺 太郎	○○病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
同上	JR、○△バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	
山辺 花子	□□薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,200	

*自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金、タクシー代(公共交通機関が利用できない場合などを除く)、通勤定期券などを使用した場合は、その通院費を医療費控除の対象に含めることはできません。

*寝たきりの方のおむつ代を含める場合、1年目は医師の証明書(「おむつ使用証明書」)が必要です。

*介護保険サービス利用料は、領収書の支払総額ではなく「医療費控除の対象となる額」などの欄の金額で計算します。

医療費の領収書などは、ご自宅で5年間は大切に保存してください。

(税務署から提示または提出を求められる場合があります)

«『収支内訳書』、『医療費控除の明細書』の事前準備のお願い»

待ち時間を軽減し、会場混雑を避けるために事業収入(営業・農業・不動産など)のある方は『収支内訳書』、医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を事前に作成してください。

*書類の作成方法は、次ページをご覧ください。また、不明な点などがある場合は、国税庁ホームページをご覧いただとか、申告相談期間が開始する前に事前に電話予約のうえ、役場税務課(役場1階④番窓口)にご相談ください。なお、相談の際は、資料や領収書などを事前に整理したうえでお越しください。(申告相談受付期間中は、ご相談をお受けできない場合がありますので、なるべく期間開始前にご予約願います。)

*必要書類の用紙(様式)は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。また、他の申告関係書類とあわせて、令和6年1月下旬頃から役場税務課に設置しています。

◇『e-Tax』(電子申告)や郵送による申告のお願い

所得税の確定申告をされる方(所得税の還付を受ける方なども含みます)は、ご自宅などのパソコンやスマートフォンを利用してe-Tax申告にご協力ください。

また、書面によりご自身で確定申告書を作成される方は、郵送などにより申告書を直接税務署に提出してください。

*『e-Tax』(電子申告)の内容は『令和5年12月15日号広報やまのべ』をご覧ください。

《申告の際にお持ちいただくもの》

*源泉徴収票・証明書類は必ず原本をお持ちください。原本でない場合、またはお持ちいただくことができない場合は受付できません。

*下記以外でも、申告に必要と思われる書類がある場合は、忘れずにお持ちください。

【必ず必要なもの】

全員	マイナンバーカード(または、マイナンバー通知カードと運転免許証・医療保険証など)
お持ちの方	・申告案内ハガキ(前年度、役場で申告された方などが送付対象です) ・税務署からのハガキなど

*所得税の還付を受ける方は申告者名義の通帳をお持ちください。

【収入に関するもの】

給与収入・ 公的年金収入のある方	源泉徴収票(必ず原本)
営業収入・農業収入・ 不動産収入のある方	・収支内訳書(必須) ・令和5年中の収支を明らかにする帳簿類、資料(各種支払領収書、出荷証明書など)

【控除に関するもの】

保険料控除を受ける方	令和5年中に支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の領収書・控除証明書
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書などの障がいの程度がわかる書類
配偶者(特別)控除・ 扶養控除を受ける方	・配偶者(特別)控除、扶養控除を予定している方の収入がわかる書類(必須) (源泉徴収票や給与明細書など) ・配偶者(特別)控除、扶養控除を予定している方全員のマイナンバーカード(必須) ※お持ちでない方は、マイナンバー通知カード(原本)と運転免許証・医療保険証などの写し
医療費控除を受ける方	・医療費控除の明細書(必須)(注1) ※【医療費控除の特例を選択する方】 セルフメディケーション税制の明細書と健康の維持増進および疾病予防に対する一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか一つ)を行ったことを明らかにする書類(領収書や結果通知表など)が必要です。

注1 『医療費控除の明細書』は国税庁ホームページからダウンロードできます。また、役場税務課の窓口に備え付けてあります。(領収書のみの添付、または提示による申告はできませんのでご注意ください。)

町県民税のよくある質問

～みなさんからよくある質問を紹介します～



【パート収入と町県民税】

Q 私はパートの給与収入が102万円です。夫の配偶者控除も受けられ、所得税も非課税なのに、町県民税納税通知書が送られてきました。給与収入が103万円までは税金がかからないと思っていましたが…。

A

町県民税は扶養人数が0人の場合、合計所得38万円（給与収入93万円）を超えると均等割が誰にでも課税されるようになります。そのため所得税が非課税でも町県民税が課税される場合があります。詳しくは下表をご覧ください。

パート収入金額 (給与収入のみ)	本人が課税になるか		配偶者控除が受けられるか	配偶者特別控除が受けられるか		
	町県民税					
	均等割	所得割				
93万円以下	非課税	非課税	非課税	受けられる		
93万円超 100万円以下	課税	非課税	非課税	受けられる		
100万円超 103万円以下	課税	課税	非課税	受けられる		
103万円超 201万6千円未満	課税	課税	課税	受けられない		
201万6千円以上	課税	課税	課税	受けられない		

※所得控除が、基礎控除のみの場合です。また、配偶者（特別）控除を受けられるのは、控除を受ける納税者本人の合計所得額が1,000万円以下の場合です。

【年金と町県民税】

Q 年金を受給している場合の町県民税の課税について教えてください。また、子どもの扶養親族になるには、年金の収入金額がいくらまでならなるのか教えてください。

A

年金のみ受給されている方の課税は、下表をご覧ください。

年金の収入額 (公的年金収入のみ)	本人が課税になるか		扶養親族になれるか	
	町県民税			
	均等割	所得割		
昭和34年1月2日以後に生まれた方	98万円以下	非課税	非課税	非課税
	98万円超 105万円以下	課税	非課税	非課税
	105万円超 108万円以下	課税	課税	非課税
	108万円超	課税	課税	課税
昭和34年1月1日以前に生まれた方	148万円以下	非課税	非課税	非課税
	148万円超 155万円以下	課税	非課税	非課税
	155万円超 158万円以下	課税	課税	非課税
	158万円超	課税	課税	課税

※所得控除が、基礎控除のみの場合です。

☆ 納税義務者が扶養控除をつけていない場合は、合計所得金額が38万円を超えると均等割が課税されます。扶養人数に応じて均等割が非課税となる合計所得金額が変わります。

（『均等割』は町民税3,500円、県民税2,500円（令和6年度より町民税3,000円、県民税2,000円）を広く均等に負担していただくものです。また、『所得割』は所得から所得控除額を差し引いた金額に税率10%を適用して計算します）

間違えやすいポイント！

税法上の『扶養』とは、町県民税や所得税を計算するための控除を受けることができるかどうかの意味です。健康保険（社会保険）の『扶養』とは異なります。

《地区ごとの申告相談受付日程表》

できる限り少人数でお越しください。また、ご自分の地区の相談日で都合がつかない場合、他の地区的相談日でもご来場いただけますが、混雑回避のためになるべく地区ごとの指定された日にご来場ください。

期 日	対象地区		場 所
	午前9時～11時30分 (※中・作谷沢支所は午前9時30分開始)	午後1時30分～4時	
1日(木)	大杉向、森向、築沢東部	築沢中部、築沢西部	作谷沢支所
2日(金)	畠谷東部、畠谷中部、畠谷西部、畠谷南部	畠下、館野、小針生、上芦沢、摂待、馬牽	
5日(月)	東、中丸	前方、荒谷、湯舟、面白遅根	
8日(木)	橋本、学校前	久保、南組、北組	
9日(金)	鬼ノ目、蓮台寺、杉下	宿、荒宿、メルヘン	
13日(火)	相ノ沢、上道	熊沢	
14日(水)	西之表	天神	
15日(木)	根際1、根際4、根際5	根際2、根際3	
16日(金)	根際6、大塚1	根際7、根際8	
19日(月)	大塚2	大塚3、大塚4	
20日(火)	要害2、要害3	要害1、下原	役場2階会議室
21日(水)	近江1、近江2	近江3、近江4	
22日(木)	近江5	近江6、近江8	
26日(月)	近江7、近江9、やまのべ荘	本町、駅前、仲町	
27日(火)	大手町、東町	東高橋、高橋1	
28日(水)	西高橋	高橋2	
29日(木)	弾正淵、前小路	芦沢、下裏小路	
1日(金)	上裏小路、西館	東館、西町	
4日(月)	前ノ内、緑ヶ丘3	上野、緑ヶ丘2、緑ヶ丘4、緑ヶ丘5、緑ヶ丘6	
5日(火)	北ノ宿	上宿	
6日(水)	長嶋1、長嶋3	長嶋2、上田小路	
7日(木)	田中、田小路、スマイルやまのべ	沢寺、南町1	
8日(金)	南町2、新町1	南町3、新町2	
11日(月)	新町3、三河尻	鍛冶町、鍛冶町2	
12日(火)	清水町	大門町2	
13日(水)	大門町1	大門町3、大門東光台	
14日(木)	大門町4、大門町7	大門町5、大門町6	
15日(金)	全町対象		

【受付日に申告ができない方や都合により来庁できない方】

- **町県民税申告が必要な方**：ご希望により申告書および記入例をお送りしますので、ご連絡ください。ご自宅で記入した後、必要書類を添付し、郵送などにより役場税務課へご提出ください。
- **確定申告が必要な方**：①税務署（山形テルサ）の閉庁日対応をご利用いただくか、②e-Tax（電子申告）のご利用にご協力ください。（①については5ページを、②については『令和5年12月15日号広報やまのべ』をご覧ください）



伝達講習会

栄養満点！おもてなし料理

12月15日、保健福祉センターで食生活改善推進協議会による伝達講習会が開かれました。調理の基本を学んだ後、レシピについて説明を受け実際に調理に取りかかりました。この日は、チキンとペンネのトマト煮など4品を調理し試食。色鮮やかな野菜をふんだんに使い、栄養満点な献立で、大満足の講座となりました。



楽しみながら調理をしました



この日作った献立

さがみの里竹遊会

「さがみ笑い竹」門松作り

12月17日、相模公民館で正月の伝統でもある「門松づくり」が開催されました。空き缶に藁を巻き付ける作業から行い、松・竹・梅・南天などの縁起物を飾り付け、思い思いの華やかな「笑い竹門松」ができました。



約30門の門松が完成



武田勇治郎の世界を楽しみました

武田勇治郎を詩う「べっきの会」 勇治郎の魅力を伝えたい

11月26日、山辺温泉休憩室で「べっきの会」による武田勇治郎作「代助虎の話」の朗読劇が披露されました。勇治郎の生い立ちに触れながら、動物たちの様子などを表現した世界を紹介し町が生んだ童謡詩人の魅力を伝えました。



①いつもニットセレクションを開催
②12月6、8日開催のニット議会の様子

山辺高校 第2回高校生レストラン ふれあい広場クリスマス会

12月9日、山辺高校で第2回高校生レストランが開かれました。町内外から多くの親子が訪れ、マンドリン演奏やbingo大会などのレクリエーション後、生徒たちが訪れた親子に手作りの食事を振舞いました。食事後、大人はハンドマッサージをもらい、子どもたちはクリスマスツリーの飾り付けやサンタさんのカップケーキを作り楽しい時間を過ごしました。



いつでもニットの日

山辺産ニットで心も体もぽかぽか

12月10日は“いつもニットの日”。この記念日は、「山辺産ニット」をPRして、多くの人に知つてもらい、ニットを着る機会を町内外で増やしていこうと、町内の各業界と町が協力し、さまざまな取り組みを行っているものです。

12月6日と8日には町議会議員と町執行部がニットを着用して臨む「ニット議会」を開催したほか、11月22日～12月21日の間「いつもニットセレクション」が開催され、役場ロビーにすてきな町産ニットが展示されました。



▲さまざまな楽器に挑戦



▲高校生の手料理

お知らせ

INFORMATION

安全な服装



- ①作業は2人以上で！
(やむを得ず1人で行う時は
携帯電話を忘れずに)
- ②安全な服装で！
(転落、落雪から頭を守るた
めヘルメットをかぶる)
- ③高所作業では命綱は必須！

雪による事故被害の原因で
もつとも多いのは、自宅など
建物の屋根の雪下ろし作業中
の事故で、特に高齢者の方が
事故に遭うケースが多くなっ
ています。雪下ろし作業は次
のポイントに注意して行いま
しょう。なお、雪下ろし作業
を業者の方へ依頼される場合
は、早めに連絡をしましょ
う。

- ④はしごはしっかりと固定！
- ⑤使いやすい除雪道具で！
- ⑥屋根の雪のゆるみに注意！
- ⑦無理な作業はやめましょ
う！
- ⑧順序を守って足場は特に
(軒先は危険です。慎重に)
十分注意しましょう！

花の絵柄がデザインされて
いるボードの溝に、めうちを
使って布をなぞって入れる
(きめこむ)だけで作品が作
れます。ところどころにフェ
ルト芯を入れるのでよりふっく
らとした仕上がりとなります。
12カ月を彩る誕生花シリーズ
の2月の花は春の訪れを感じ
るような明るい色合いの
「フリージア」です。

みんなでごみを減らしましょう！

町民生活課 生活環境係
☎ (667) 1109

11月は前年同月より、もやせるごみの量が減
りました。分ければ『資源』、まぜれば『ごみ』
です。引き続き、ごみの分別と削減に努めま
しょう。

【令和5年11月のもやせるごみ量】



日時 / 1月23日(火)
午前9時～正午まで
場所 / 近江公民館 集会室
参 加 費 / 1,500円(材料費)
募 集 人 数 / 8人程度
持 ち 物 / はさみ・めうち
※ サイズ / 18.5cm × 18.5cm × 15.3cm (額の外寸)
※ 領 地 / 15.3cm (額の外寸)
※ 額は別売りです。(500円)
ご希望の方は申し込み際に
お伝えください。
申込み・問合せ ☎ (664) 7895

縫わずに簡単！き めこみパッチワーク

12ヶ月を彩る誕生花シリーズ

町への贈り物ありがとうございます

町へ寄附していただいた方々です。紙上よりお礼申し上げます。(令和4年12月～令和5年11月)

- ▼ 株式会社山形ピッグファーム
町へ
現金 200,000 円
- ▼ やまべ幼稚園
町へ
現金 15,524 円
- ▼ 山形建設労働組合辺ブロック
町へ
現金 31,000 円
現金 30,000 円
- ▼ 中地区長連絡協議会
中支所(中公民館)へ
曲木座敷椅子 40脚
- ▼ 有限会社佐々木板金工業所
町へ
現金 1,000,000 円
- ▼ 明治安田生命保険相互会社山形支社
町へ
現金 807,000 円
- ▼ 山形農業協同組合
町へ
カーブミラー(アクリル鏡、一面鏡丸型
800Φ シングル支柱) 4基
- ▼ 山辺町消費生活研究会
町へ
現金 25,129 円
- ▼ 武田吉央氏
町へ
現金 100,000 円



有限会社佐々木板金工業所へ感謝状贈呈

令和5年12月5日㈫、山辺町役場において、町に対し多額のご寄附をくださった佐々木板金工業所の佐々木正幸様をお招きし、感謝状贈呈式を行いました。佐々木様から「町政の発展に役立ててほしい」とのお言葉をいただき、安達町長より感謝状を贈呈しました。



町長から感謝状を贈呈されました

大蕨財産区議会議員選挙

大蕨財産区議会議員選挙が令和5年12月12日に告示され、無投票で次の方が当選と決まりました。

(届け出順)
由木雄一郎 (56歳・中丸)
山本良吉 (72歳・荒谷)
山本良吉 (71歳・相ノ沢)
遠藤多喜 (63歳・前方)
大藤邦彦 (71歳・東)



大蕨財産区議会議員のみなさん

●町へのご意見・ご質問をお寄せください。
〒990-0392 山辺町緑ヶ丘5 『広報やまのべ』係
☎ (667) 1110 Fax (667) 1112
E-mail : kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp
*いただいたお便りは広報紙に掲載させていただく場合があります。
*差出人が不明のものは、掲載・回答はできません。
*匿名希望の場合でも、住所・氏名を忘れずにお書き添えください。

エフエム山形 山辺町美力発信番組 「AGASUKE マーチ」1月からスタート！

町の魅力を発信するためのラジオ番組。町にゆかりがあるゲストを迎えて、イベント情報や町の話題などを発信していきます。

- ・放送日時／毎月第2・4木 午前11時30分～11時55分
- ・パーソナリティ／山辺町美力発信アンバサダー 大友 まさみさん

問合せ 政策推進課
シティプロモーション係
☎ (667) 1110

山形県特定（産業別）最低賃金が改正されました

効力発生日／令和5年12月25日(月)

業種	時間額
一般産業用機械・装置等製造業	961円
電気機械器具等製造業	945円
自動車・同附属品製造業	961円
自動車整備業(分解整備に携るものに限る)	965円

特定（産業別）最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されています。

問合せ 山形労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署
☎ (624) 8224

雪による家屋などの損壊を防止し、みなさんの安全と心身の安定を図るために、雪下ろしに要する費用の一部を助成します。

対象世帯／この事業と同等の援助や作業を親族などから受けられることができない世帯で、かつ、自力で行うことが困難で、次の①～②のいずれかに該当する世帯

- ①全員が65歳以上の世帯
- ②障がいの方がいる世帯でその方以外は全て65歳以上ののみの世帯

※生活保護受給世帯は対象外

※領収書と申請者の名前は必ず一致させてください。また、申請書には担当民生委員の記名および押印が必要となります。

※申請内容および領収書添付

申込み方法／申請書に必要事項を記入し、領収書の写しを添付のうえ、担当の民生委員に提出してください。

の不備などにより、助成の対象外となる場合があります。

申込み期限／3月6日(水)
助成金額／支払金額の半額を、1世帯につき1回（中地区、作谷沢地区は2回）まで助成（上限1万円）

問合せ 山辺町社会福祉協議会
☎ (664) 7982

観光協会「SNS研修会」のお知らせ

山辺町の観光情報発信に興味のある方を対象に、インスタグラムの使い方やスマホでできる写真撮影の研修会を開催します。ぜひご参加ください。

日時／1月30日(火) 午後7時
場所／山辺町中央公民館 第1研修室
講師／菊地翼氏（クリエイティブディレクターとして映像や写真・イベント企画を担当）
参加費／無料

持ち物／日頃お使いのスマートフォン、筆記用具、マスク

日時／1月26日(金) 午後1時30分～3時
内容／「おもいで語り」で立ち寄れる「つながり」と「きっかけ」ができる新しい場所です。

対象者／関心のある方ならどなたでも

申込み・問合せ 山辺町社会福祉協議会
☎ (664) 7982

募集人員／新規就農希望者50人

トフォン、筆記用具
申込み方法／1月25日(木)まで電話にて申し込みください。

申込み・問合せ 町観光協会(産業課商工観光係)
☎ (667) 11106



山形県立農林大学校「新規就農研修生」募集!!

これから農業を始めようとする方を対象に、山形県立農林大学校では研修生を募集します。

研修名／新規就農支援研修
研修期間／1年間(4月～令和7年3月)
日時／1月26日(金) 午後1時30分～3時
場所／作谷沢支所
申込み期限／1月24日(水)まで

問合せ 山形県立農林大学校 研修部
(新庄市大字角沢1366)
FAX：0233(22)8794
7537
Eメール : kenshu@pref.yamagata.jp

作品展示のお知らせ

山辺温泉保養センターでは、町内7つの文化芸術団体の作品（絵画、すみ絵、写真など）を展示しています。

1月の展示作品は「いろどりの会」の作品です。温泉においての際は、ぜひご覧ください。

申込み・問合せ 山辺町食生活改善推進協議会(保健福祉センター内)
☎ (667) 1177

※教室に参加される方は、必ずマスクの着用をお願いします。

申込み・問合せ 山形ショールーム
【山形ショールーム】
山形市大野町4丁目1-37
【米沢ショールーム】
米沢市金池5丁目3-2
【仙台ショールーム】
仙台市青葉区密利町3-15 1F
【福島ショールーム】
福島市吉野字前田25-5
ホームページは こちらから▼

お知らせ インフォメーション

研修先／農業関係試験研究機関、先進農業経営者、農林学校など
受講料／無料（ただし、テキスト・傷害保険・宿泊などの必要経費は自己負担）

トフォン、筆記用具
申込み方法／1月25日(木)まで電話にて申し込みください。

申込み・問合せ 町観光協会(産業課商工観光係)
☎ (667) 11106

きらりカフェを開催します！

認知症の方、介護や認知症に関心のある方ならどなたでも参加でき、みんなが気軽に

山形県の伝統的な野菜を使った料理講習会を次とのとおり開催します。多数ご参加ください。やまと野菜の良さを見直してみましょう！

申込み・問合せ 保健福祉課介護保険係
☎ (667) 1107

【広告】

「ウンノハウスって新築の会社でしょ？」

実はウンノハウスはリフォーム・リノベーションにも強いんです！

お住まいへの不安やお悩みがたくさんあるのは当然です。ご安心ください！
ウンノハウスのリフォーム・リノベーションで解決できます！条件やご要望、ご予算など、皆様のお住まいに関するお悩みに寄り添い、ご提案します。

UNNO HOUSE

株式会社ウンノハウス リノベーション事業部

お問い合わせ 0120-73-8718

営業時間／9:00-18:00 定休日／火曜日・水曜日

伝達講習会のお誘い

山形県の伝統的な野菜を使った料理講習会です。やまと野菜の良さを見直してみましょう！

申込み・問合せ 山形県立農林大学校 研修部
(新庄市大字角沢1366)
FAX：0233(22)8794
7537
Eメール : kenshu@pref.yamagata.jp

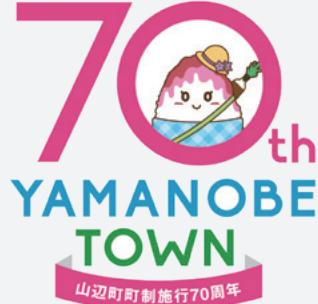
町制施行70周年記念冠事業を募集します

山辺町は、令和6年10月1日に町制施行70周年を迎えます。この記念すべき年を、かんむり町民活動団体や企業のみなさんが協働し、70周年と一緒に盛り上げていただける事業（冠事業）を募集します。

ロゴマーク

山辺町
町制施行70周年

The 70th anniversary



町が積み重ねてきた歴史をニットの
編み目を重ねて表現。
青紫色は、町の花りんどうと湖沼をイ
メージしたもの。

文字の色は、すだまりんちゃんカラー。
町の特産品であるさくらんぼやりんご
などの果樹を連想させるデザイン。

対象事業

令和6年1月1日～12月31日までの期間に、町民活動団体や企業が、町制施行70周年を記念して実施するイベント、大会などの事業を対象とします。

申込み方法

承認申請書に必要事項を記入し、直接持参、郵送、またはメールにより、下記提出先まで申し込みください。
※承認申請書は、町ホームページからダウンロードしていただけ、政策推進課窓口（役場2階）でお受け取りください。

募集期間

随時募集を行います。

冠事業とは、町や町民活動団体、企業などが企画、実施するもので、町制施行70周年事業にふさわしい事業内容として、町が承認した事業をいいます。

冠事業の承認を受けると、町制施行70周年の冠「山辺町町制施行70周年記念」と「ロゴマーク」を使用することができます。

冠事業の例：各地域で行っている行事

各団体や企業で行っている行事
スポーツなどの各種大会など

申請書提出・問合せ

政策推進課総合戦略係

☎ (667) 1110 Eメール：kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp

●人のうごき（令和6年1月1日現在）※（）内は前月からの増減

人口13,570人（-13）【男6,633人（-2）女6,937人（-11）】世帯数4,867（+2）出生3人 死亡19人 転入21人 転出18人